

## 千曲市自衛消防団等運営補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、区・自治会の共助をもって災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、区・自治会又は区・自治会内に組織された自衛消防団等自主防災組織（以下「自衛消防団等」という。）で、自衛消防団等組織表（ 年度）(様式第1号)により市に届け出たものに限る。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、前条の規定により届け出た自衛消防団等が組織運営及び地域防災のため必要な資器材・備蓄品の購入等に要する費用とする。但し、備蓄品の購入にあたっては区・自治会において備蓄計画を含む地区防災計画を策定していること。

### (補助額)

第4条 補助額は、別表に定める基本補助額及び個別項目ごとに算出した額の合計額とする。

### (補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、前年度の事業報告・決算書(様式第2号)、当該年度の事業計画(案)・予算書(案)(様式第3号)及び、備蓄計画を含む地区防災計画を策定している地区にあっては備蓄計画(様式第5号)を添付し、自衛消防団等運営費補助金交付申請書(様式第4号)及び自衛消防団等運営費補助金交付請求書(様式第5号)を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 備蓄計画に基づく当該補助金の交付を受ける場合は、備蓄品等の購入実態を明らかにする書類(領収書等)を提出しなければならない。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	基本補助額（定額）		8,000 円
個別項目	世帯数割補助額 ※世帯数は住民基本台帳により算出	700 世帯以上	8,000 円
		600 世帯以上 700 世帯未満	7,000 円
		500 世帯以上 600 世帯未満	6,000 円
		400 世帯以上 500 世帯未満	5,000 円
		300 世帯以上 400 世帯未満	4,000 円
		200 世帯以上 300 世帯未満	3,000 円
		100 世帯以上 200 世帯未満	2,000 円
		100 世帯未満	1,000 円
	備蓄品購入補助額		10,000 円
	※備蓄計画を含む地区防災計画を策定している場合		※初年度に限り 20,000 円